

不妊・不育治療費等助成申請をされる方へ

平成30年版

〈申請にあたっての注意事項〉

- 申請書等は川内保健センターに準備してあります。また薩摩川内市ホームページからもダウンロードできます。
 - * 記入ミス等で訂正される際は訂正印を押印してください。
- 保険証のコピーは本人と配偶者の二人分が必要です。
 - * 裏面のコピーは不要です。
 - * 二人分を同一の用紙にコピーしていただいても構いません。
- 本人と配偶者の二人分の領収書がある場合はそれぞれの申請書と受診等証明が必要です。
 - * 申請書に押印する印鑑はご夫婦別々のものをご準備ください。
 - * ご夫婦同時申請の場合は、完納証明、保険証の写しは一部で結構です。
- 申請の際は必ず、申請書に押印した印鑑をご持参ください。(ご夫婦ともに申請される場合は両方とも必要です。)
- 書類に不備があるとお受取できない場合がありますので申請日は記入せずにお持ちください。
- 県の不妊治療費助成対象者は県の申請を済ませてからお越しください。
既に申請をされた方は県が発行する承認決定通知書及び受診等証明書(申請時の書類)の写しをご持参ください。
- 受診等証明は主治医の医療機関に依頼してご準備ください。
 - * 受診証明書様式は川内保健センターに準備してあります。また、薩摩川内市ホームページからもダウンロードできます。
 - * 申請までに様式を主治医の医療機関に提出し証明をもらってください。
- 振込先口座について
 - * 銀行名、支店名等に記載間違いがあると振込みできないのでご注意ください。
 - * 「ゆうちょ銀行」については、通常の銀行等と共通する桁数の支店名等番号(3桁)、口座番号(7桁)が必要です。口座番号の桁数をお確かめください。
 - * これまでに申請された方で、振込先口座に変更がある場合はお申し出ください。
- 助成金の振込先口座が申請者以外の名義の場合は「委任状」が必要です。
 - * 「委任状」に押印する印鑑は委任者(申請者)と受任者(口座名義者)別々のものをご準備ください。

* 裏面もあります。

- **滞納のない証明書(または滞納見込確認票)は本人と配偶者の二人分が必要です。**
 - * 本庁税務課または各支所地域振興課で申請してください。
 - * 申請書をご持参いただければ、無料で交付できます。その際一部コピーをいただきます。
 - * **申請月発行の証明書をご準備ください。**
 - * 特別徴収の方は、発行の時期によっては「滞納見込確認票」が発行される場合があります。
 - * 滞納見込確認票の場合、支払いが確認出来た時点で書類を受付け処理を進めます。もしも月末までに確認できない場合は受け付けられませんのでご了承ください。
 - * 就労していない方(被扶養者等)や転入された方についても必要です。

- **領収書のコピーは複数枚をまとめたのコピー、両面コピーでも構いませんが、領収印がはっきりと写るように注意してください。**
 - * 領収書のコピーは、体外受精・顕微授精・凍結胚移植(採卵を伴わないもの)・採卵したが卵が得られない等のため中止したもの・人工授精・タイミング療法・排卵誘発法・不育治療等の治療費が区別できるようにしてください。
 - * 受診等証明書の日付の範囲内の、同額の領収書がそろっていることをご確認ください。
 - * 甑各港と川内港又は串木野新港間の旅客運賃領収書については治療日前後の往復分が確認できるようにしてご準備ください。
 - * 不妊治療を受診する際の宿泊施設等の領収書についても治療日前後が確認できるようにしてご準備ください。
 - * 甑地域の方で、特定不妊治療にかかる旅費及び宿泊費の申請をされる方は、県に申請した不妊治療助成制度における承認決定通知書及び受診等証明書の写しが必要になりますので、ご準備ください。

- **各申請月に助成の対象となる治療期間は、以下の通りです。**

4月	前年8月1日分から申請前日分まで
8月	前年12月1日分から申請前日分まで
12月	同年4月1日分から申請前日分まで

 - * 転入された方については、転入日から3ヶ月を経過した日以降の治療分のみが助成対象となりますのでご了承ください。

- **不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。**

〈申請および問い合わせ先〉

薩摩川内市市民健康課 健康増進第1・第2グループ (川内保健センター)

薩摩川内市西開聞町6番10号

【電話】(0996) 22-8811

【FAX】(0996) 22-8038

(メール)kenzou1@city.satsumasendai.lg.jp

kenzou2@city.satsumasendai.lg.jp